



1 この政令は、地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十二年四月一日）から施行する。  
2 （罰則に関する経過措置）  
この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

東北海運局長	東北運輸局長
田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合を除く。)	北海道運輸局長
東北海運局長（山形県又は秋田県の区域に係る処分等又は申請等に係る場合に限る。）及び新潟海運監理部長	新潟運輸局長
東北海運局長	関東運輸局長
東北海運局長	中部運輸局長
近畿海運局長	近畿運輸局長
中国海運局長	中国運輸局長
四国海運局長	四国運輸局長
九州海運局長	九州運輸局長
神戸海運局長	神戸海運監理部長
札幌陸運局長	北海道運輸局長
仙台陸運局長	東北運輸局長
新潟陸運局長	新潟運輸局長
東京陸運局長	関東運輸局長
名古屋陸運局長	中部運輸局長
大阪陸運局長	近畿運輸局長
広島陸運局長	中国運輸局長
高松陸運局長	四国運輸局長
福岡陸運局長	九州運輸局長

**施行期日**　この政令は、昭和五十九年七月一日から施行する。  
**経過措置**

附 則（平成一二年六月七日政令第三〇三号）抄  
（施行期日）

附 則（平成一四年六月七日政令第二〇〇号）抄  
（施行期日）  
**第一条** この政令は、平成十四年七月一日から施行する。  
附 則（令和二年三月一一日政令第四二号）抄

(施行期日)

七、八月の日記

この政令は公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。  
(経過措置)

2 改正後の第二条の規定は、同条に規定する譲

渡のうちこの政令の施行の日前に締結された売買契約によるものにては、適用しない。

**附則**（令和二年五月二二日政令第一七  
賈勢綱によるものにては適用しない）

三  
四

二の政令は、公布の日から起算して四日を経  
（施行期日）

この政令は公布の日から起算して四日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第二条の規定（改正後の第一条第一号に係る部分を限る。）は、改正後の第二条に

規定期の第二条に規定する譲渡のうちこの政令の施行の日前に締

結された売買契約によるものについては、適用

しない  
附 則  
(令和二年八月二八日政令第二五)

四号) 抄

(施行期日) 二〇一〇年四月一日施行。

1  
この政令は  
（経過措置）  
公布の日の翌日から施行する

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の

適用については、なお従前の例による。